

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 1 5 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 5 年 3 月 1 9 日(水)

午前 1 0 時

場所 : 丹後町役場 2 階第 4 会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 2 1 - 4 選挙事務の取扱い(その2)(継続協議)

(2) 協議第 2 号 1 5 公共的団体の取扱いに関する事

(3) 協議第 3 号 1 9 - 7 防災関係の取扱い(その2)

(4) 協議第 4 号 2 1 - 5 表彰の取扱い

(5) 次回の議題について
協定項目の協議について

(6) 次回の小委員会の日程

日程 平成 1 5 年 4 月 1 5 日(火) 午前 9 時 3 0 分

場所 峰山町役場 2 階大会議室

3 その他

第15回 総務・企画・議会小委員会

協議第2号

15 公共的団体の取扱いに関する事

平成15年3月19日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	15 公共的団体の取扱いに関すること				整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	1 公共的団体						分科会名	行政分科会	
		現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
総務関係	峰山町交通安全対策協議会	大宮町交通安全対策協議会	網野町交通安全対策協議会	丹後町交通安全対策協議会	弥栄町交通対策協議会	久美浜町交通対策協議会			
	峰山町明るい選挙推進協議会	大宮町明るい選挙推進協議会	網野町明るい選挙推進協議会	丹後町明るい選挙推進協議会	弥栄町明るい選挙推進協議会	久美浜町明るい選挙推進協議会			
保健福祉関係	峰山町社会福祉協議会	大宮町社会福祉協議会	網野町社会福祉協議会	丹後町社会福祉協議会	弥栄町社会福祉協議会	久美浜町社会福祉協議会			
	峰山町民生児童委員協議会	大宮町民生児童委員協議会	網野町民生児童委員協議会	丹後町民生児童委員協議会	弥栄町民生児童委員協議会	久美浜町民生児童委員協議会			
	峰山町老人クラブ連合会	大宮町老人クラブ連合会	網野町老人クラブ連盟	丹後町老人会	弥栄町老人クラブ連合会	久美浜町老人クラブ連合会			
	峰山町母子寡婦会	大宮町母子寡婦会	網野町母子寡婦会	丹後町母子寡婦会	弥栄町母子寡婦会	久美浜町母子寡婦会			
	峰山町食生活改善推進協議会	大宮町食生活改善推進員協議会	網野町食生活改善推進員協議会	丹後町食生活改善推進協議会	弥栄町食生活改善推進員協議会	久美浜町食生活改善推進協議会			
	丹後中央 広域シルバー人材センター	丹後中央 広域シルバー人材センター	竹野郡 広域シルバー人材センター	竹野郡 広域シルバー人材センター	竹野郡 広域シルバー人材センター	竹野郡 広域シルバー人材センター	丹後中央 広域シルバー人材センター		
商工観光関係	峰山町商工会	大宮町商工会	網野町商工会	丹後町商工会	弥栄町商工会	久美浜町商工会			
	峰山町観光協会		網野町観光協会	丹後町観光協会	弥栄町観光協会	久美浜町観光振興会			
農林水産関係	丹後地区森林組合	丹後地区森林組合	網野町森林組合	丹後地区森林組合	丹後地区森林組合	丹後地区森林組合			
			網野町漁業協同組合	丹後町漁業協同組合		湊漁業協同組合			
				上宇川漁業協同組合	野間漁業協同組合				
	中郡隣友会	中郡隣友会	竹野郡隣友会	竹野郡隣友会	竹野郡隣友会	久美浜支部隣友会			
	五箇土地改良区	大宮土地改良区	網野町字網野土地改良区 網野町字俵野土地改良区 網野町字郷土地改良区	丹後町宇川土地改良区		海部土地改良区			
教育・地域活動関係	峰山町体育協会	大宮町体育協会	網野町体育協会	丹後町体育協会	弥栄町体育協会	久美浜町体育協会			
	峰山町文化団体協議会	大宮町文化協会	網野町文化協会	丹後町文化協会	弥栄町文化協会	久美浜町文化協会			
	峰山町PTA連絡協議会	大宮町PTA協議会	網野町PTA連絡協議会	丹後町PTA協議会	弥栄町PTA連絡協議会	久美浜町PTA連絡協議会			
	峰山町人権を守る会	大宮町人権教育推進協議会	網野町人権教育研究会	丹後町人権教育研究会		久美浜町同和教育推進協議会			
	峰山町青少年の健全育成と環境浄化をすすめる会	大宮町青少年健全育成会	網野町青少年育成会	丹後町青少年健全育成と環境浄化を進める会	弥栄町青少年をそだてる会	久美浜町青少年健全育成会			
根拠条例・要綱・規則等									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	15 公共的団体の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 公共的団体	分科会名		行政分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>「公共的団体等の取扱い」として協議する団体 団体の設置について、町が関与している団体 町の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体 町の事業に大きく関わっている団体</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) 第16条(第1項~第6項 省略) 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>地方自治法(抄) 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等(*1)の活動(*2)の総合調整を図るため、これを指揮監督する(*3)ことができる。(第2項~第4項 省略)</p> <p>*1 公共的団体等 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和24年1月13日) 「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。(学説「逐条地方自治法」)</p> <p>*2 公共的団体等の活動 「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう(逐条地方自治法)のであって、公共的団体の内部組織(たとえば、役員の選任行為)には及び得ないと解すべきである。(行政実例 昭和29年7月26日)</p> <p>*3 総合調整を図るため、これを指揮監督する 公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。(行政実例 昭和24年1月13日)</p>			<p>(案) 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。 6町に共通している団体は、できる限り合併時に統合し、活動できるよう調整に努める。 6町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 その他の団体は、現行のとおりとする。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

第15回 総務・企画・議会小委員会

協議第3号

19-7 防災関係の取扱い(その2)

平成15年3月19日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目		19-7 防災関係の取扱い			整理番号	専門部会名	総務部会
分類		9 防災行政無線				分科会名	消防分科会
項 目		現 況(平成15年1月末現在)					
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 防災行政無線	基地局(数)	1		1	1		
	中継局(数)	0		1	1		
	遠隔制御装置(数)	1		1	1		
	地区遠隔制御装置(数)	23		13	0		
	屋外拡声子局(数)	33		45	20		
	戸別受信機(数)	4,356		450	2500		
2 災害発生時等の通報手段	防災無線 屋外・戸別(数)	屋外 33 戸別 4,356		屋外 45 戸別 450	屋外 20 戸別 2500		
	有線放送(世帯)	無	有(671世帯)	有(732世帯)	有(2364世帯) 地区管理のみ	有(1660世帯)	有(1939世帯)
	消防サイレン(数)	33	11	45	20	4	9
	消防無線(数)	22	21	30	3	17	20(サイレン子局9局を除く)
	広報車(台)	21 (内 消防車両12)	16 (内 消防車両12)	32 (内 消防車両22)	16 (内 消防車両13)	11 (内 消防車両8)	16 (内 消防車両13)
	その他			オフワーク通信(415世帯)			地震津波職員参集装置 1台 携帯電話 6台 (町長以下の総務課管理分) 孤立化防止用無線(NTT施設)2箇所に設置
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 7 防災関係の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	9 防災行政無線の整備状況		分科会名	消防分科会
課 題		調 整 方 針		
<p>防災行政無線《固定系》については、峰山町・網野町・丹後町が整備済み、大宮町・弥栄町・久美浜町については未整備の状況にあり、また、それぞれ整備済みの町においても周波数に違いがある。</p>		<p>(案) 新市移行後、未整備の大宮町・弥栄町・久美浜町域を対象に、防災行政無線の整備をすみやかに行う。 なお、既存施設の平準化のため、戸別受信機（網野町）屋外スピーカー（丹後町）の増設を併せて行い、全ての市民が同レベルのサービスを受けることができるよう整備を図る。</p>		
<p>災害発生時の通報手段については、防災行政無線《固定系》や有線放送の整備状況によって違いがある。</p>		<p>(案) 災害発生時の通報については、新市庁舎又は消防本部が一括して取り扱い、防災行政無線が市域全域をエリアとして整備されるまでは、現行の通信手段により行う。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	19-7 防災関係の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	10 防火防災施設整備	分科会名	消防分科会			
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 防火防災施設整備						
防火水槽等 防火防災施設	全額町負担	全額町負担	全額町負担	全額町負担	工事費の5%以内を地元負担	単費施工以外の防火水槽新設分 担金として、地元区より1/10
消火栓の新 設	事業主体：水道課 全額町負担	事業主体：上下水道課 全額町負担	事業主体：総務課 全額町負担	事業主体：区 一律180千円(180千円に満 たない場合は9/10補助	事業主体：総務課 全額町負担	事業主体：上下水道課 地元から3/10分担金を受け 入れる
消火栓の維 持修繕	事業主体：水道課 全額町負担	事業主体：上下水道課 全額町負担	事業主体：総務課 全額町負担	事業主体：区 9/10補助	事業主体：総務課、上下水道課 全額町負担	事業主体：上下水道課 全額町負担
消火栓器具 の新設・更新	事業主体：総務課 地元から1/2寄付金を受け入 れる	事業主体：区 地元3/10補助	事業主体：総務課 全額町負担。ただしボックスのみ 地元が設置	事業主体：区 地元1/3補助	事業主体：区 地元2/3補助	事業主体：区 地元1/2補助
消火栓器具 の維持修繕	事業主体：区又は消防団 全額区又は消防団負担	事業主体：区 全額区負担	事業主体：総務課 全額町負担	事業主体：区 全額区負担	事業主体：区 全額区負担	事業主体：区 全額区負担
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 7 防災関係の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	10 防火防災施設整備	分科会名		消防分科会	
課 題			調 整 方 針		
<p>防火水槽等防火防災施設 久美浜町のみ、地元分担金を受け入れている</p> <p>消火栓の新設 久美浜町のみ、地元分担金を受け入れている 丹後町は、区が主体となって整備し、これに対し、限度額を定めた補助を行っている</p> <p>消火栓の維持修繕 丹後町のみ、区が主体となって維持補修している。これに対し、補助を行っている。</p> <p>消火栓器具の新設・更新 整備主体に差異がある。 補助金額に差異がある。</p> <p>消火栓器具の維持修繕 整備主体に差異がある。</p>			<p>(案) 防火水槽等防火防災施設、消火栓及び消火栓器具の新設等について、新市においてはその全額を市が負担し整備する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

第15回 総務・企画・議会小委員会

協議第4号

21-5 表彰の取扱い

平成15年3月19日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況（ 1 ）

合併協定項目	21-5 表彰の取扱い		整理番号	専門部会名	総務部会	
分類	1 表彰			分科会名	行政分科会	
項目	現況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 功労表彰等						
表彰の種類	名誉町民、自治功労表彰、特別功労表彰、功績表彰、善行表彰	功労者表彰、功績者表彰、善行者表彰	町民栄誉賞、自治功労表彰、善行表彰	名誉町民、自治功労表彰、功績表彰、善行表彰	功労表彰、善行表彰、名誉町民	自治功労表彰、功績表彰、善行表彰
表彰基準	自治功労者 8年以上 町長・町議会議長 10年以上 助役・町議会議員 12年以上 収入役、教育長、消防団長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、監査委員・区長 15年以上 法設置の委員 特別功労表彰 広く社会に貢献して、町民の尊敬的と仰がれる者 功績表彰 特に功績のあった者 善行表彰 顕著な善行のあった者	自治功労者 8年以上 町長・町議会議長 10年以上 助役・収入役 12年以上 町議会議員 特に功労顕著な者 文化功労者 特に功労顕著な者 産業功労者 特に功労顕著な者 功績者表彰 特に功績があった者 善行者表彰 顕著な善行のあった住民 (善行者表彰以外は、60歳まで表彰を保留)	自治功労者 5年以上 町長・町議会議長 10年以上 助役 12年以上 町議会議員・収入役・教育委員会委員・消防団長 20年以上 法設置の委員 功績が特に顕著な者 善行表彰 顕著な善行のあった者	自治功労者 6年以上 町長・町議会議長 10年以上 助役 12年以上 町議会議員・収入役・教育委員会委員・消防団長 15年以上 法設置の委員 功績が特に顕著な者 功績表彰 25年以上 消防団員 特に功績があった者 善行表彰 顕著な善行のあった者	功労者 8年以上 町長・町議会議長 12年以上 町議会議員 15年以上 法設置の委員・町立学校長 功績が特に顕著な者 善行者表彰 模範となるような善行をした者	自治功労者 5年以上 町長・町議会議長 10年以上 助役 12年以上 町議会議員・収入役・教育委員会委員・消防団長 15年以上 法設置の委員 功績が特に顕著な者 功績表彰 25年以上 消防団員 特に功績があった者 善行表彰 顕著な善行のあった者
表彰の手続き	(名誉町民) 町長が町議会の同意を得て選定する。 (自治功労表彰) 次の各号のいずれかに該当する者のうち功績顕著な者について議会同意を得て町長が決定する。	(功労者表彰) 議会の同意が必要 (功績者表彰、善行者表彰) 町長が決定	(町民栄誉賞) 具体的には定めていない。 (自治功労者等) 表彰しようとするときは、自治功労者等審査委員会の審査に付し、自治功労表彰については、議会の同意を得て町長が表彰する。	(名誉町民) 町長が、議会の同意を得て選定する。 (自治功労表彰) 審査委員会の審査に付し、自治功労者表彰については議会の同意を得なければならない。	(名誉町民) 町議会の同意を得て決定。 (功労、善行表彰) 表彰審査委員会の推薦による	自治功労者等審査委員会の審査(10月末資格調書送付、11月末答申) 議会同意(12月20日まで)
表彰審査委員会	無	無	(町民栄誉賞) 具体的には定めていない。 (自治功労者等) 「自治功労者等審査委員会」委員定数7人。町長が議会の同意を得て委嘱する。3年任期。	(自治功労表彰) 定数7人、町長が委嘱、任期3年	議会の議員により構成	自治功労者等審査委員会
表彰期日	5年毎	5年毎	毎年	毎年	毎年	毎年
礼遇	(名誉町民) 町が行う儀式、祝祭行事その他公会への招待 死亡したときは甲辞、甲花及び弔慰金 その他町長が適当と認める待遇 (自治功労表彰) 町が挙行する各種の儀式又は公会に招待し、死亡したときは甲辞及び祭し料を贈る。 (特別功労表彰) 町が挙行する各種の儀式又は公会に招待し、死亡したときは甲辞及び祭し料を贈る。	・表彰は、5年ごとに挙行する町制施行記念式典で行う ・町の行う儀式、祝祭行事、その他町長が必要と認める公会に招待 ・死亡した時は甲辞及び祭し料を贈る。(祭し料に替えて香華、又は祭し料と香華と併せて贈ることができる。	(町民栄誉賞) 具体的には定めていない。 (自治功労者等) 町の挙行する各種の儀式又は公会に招待し、死亡したときは、甲辞及び祭し料を贈る。自治功労章のはい用。	(名誉町民) 町が行う儀式、祝祭行事、その他の公会へ招待 死亡した時は、甲辞ならびに相当の供花、または香資を送る。 その他、町長が適当と認める待遇 (自治功労表彰) 町の挙行する各種の儀式又は公会に招待。 死亡した時は、甲辞及び祭し料を贈る。	表彰状、記念品及び金品 町の挙行する儀式に招待、死亡の場合祭し料、5万円、甲辞	町の儀式、公会において議員同様の礼遇 死亡者には甲辞、祭し料
根拠条例・要綱・規則等	峰山町名誉町民条例 峰山町自治功労者等表彰条例	大宮町表彰条例 大宮町表彰条例施行規則	網野町民栄誉賞、網野町表彰条例、網野町表彰条例施行規則	丹後町名誉町民条例、丹後町表彰条例	弥栄町表彰規程 弥栄町名誉町民条例	久美浜町表彰条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	2 1 5 表彰の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 表彰	分科会名	行政分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>表彰の種類、表彰基準に差異がある。 様々な要因により、表彰に優劣が発生している状況も見受けられることから不公平感のある場合がある。 毎年表彰が行われる町と5年毎に行われる周年記念式典で行われる町がある</p>		<p>1 功労表彰等 (案) 各町においてすでにその功績をたたえ、称号を贈られている表彰者は新市に引継ぎ、新市の礼遇条件に基づきこれを行う。 また新市における名誉市民、表彰制度については、新市移行後、現行の各町の基準をもとに調整する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	